

行方不明者捜索等に係る
協定を締結



本市は、枕崎郵便局と「行方不明者捜索等に係る協定」を、10月19日に締結しました。これにより、郵便配達員等がいる同局の機動力を生かし、行方不明者が出た際に、市と連携して情報を収集し、早期解決が図られることになります。

枕崎商工会議所
プレミアム商品券販売

地元の消費拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に、プレミアム商品券を販売します。

販売内容

11,000円分を1万円で販売
限定1,000セット

※1人2セットまで(本人購入に限る)

10%
お得です

発売日

11月27日(日) 午前9時～

※売り切れ次第、終了となりますので悪しからずご了承ください。

※完売しなかった場合は、11月28日以降に商工会議所で販売します。

発売場所

南薩地域地場産業振興センター
3階大ホール

有効期限

平成29年5月26日(金)まで

※電話などでの注文(予約)・配達はお受けできません。

※有効期限の過ぎた商品券は無効になりますので早めにお使いください。

問合せ 枕崎商工会議所 TEL72-3341

市内河川・海域の水質検査結果を公表
大切にしよう郷土の河川や海を

水質検査結果公表

近年、河川や海の汚染により周辺での悪臭の発生や水質汚染など市民から苦情が寄せられ、深刻な問題となつていきます。川や海を汚す主な原因は、生活排水や事業所からの排水といわれていますが、特に事業所からの排水は、事業規模の拡大に伴い自然環境への影響が大きいため、公共下水道への接続や汚水処理施設の設定、また、設置後の維持管理など積極的な排水対策が求められています。

水質保全の取組

市では、公共下水道を整備する一方で、下水道区域外において生活排水処理対策のため、合併処理浄化槽の設置補助を行っています。また、河川の水質保全目標値を維持達成するため、河川水や事業所排水の水質検査の実施や特定事業所の行政指導等を実施し、各関係機関・団体と協力しながら川や海の水質改善を図る取り組みを行っています。

一人ひとりが
できることから

地域住民が主体となり発足した「尻無川の自然環境を守る会」や立神地区の「清流を取り戻す会」をはじめ、各地域で積極的な環境浄化活動が行われており、市でもそれらの活動に対して補助金を交付し、活動を支援しています。環境を破壊するのを守るのも人間



市内の河川・海域の水質検査結果を公表

市内の主な河川・海域の水質検査結果と環境基準達成状況は下表のとおりです。河川は、下流で水質汚染が進んでおり、生活排水や下水道未接続の事業所排水、処理施設未設置の排水等が原因として考えられます。また、海域は閉鎖的な湾内に事業所排水が大量に流れ込むことにより汚染されている状況です。

です。次代を担う子どもたちのためにも、一人ひとりができることから始めましょう。

●平成27年度 市内河川の水質検査結果 (平成27年5月、9月、11月、平成28年2月実施分の平均値)

測定地点	花渡川		馬追川		牧園川		棧敷川	金山川	中洲川	神園川	尻無川	
	河口	上水道取水口	河口	大塚橋	馬追川合流点	牧園橋	宇都尻橋	金山橋	宝寿庵橋	河口	河口	県道新木原橋
目標値	A		E		C		E	A	B	E	C	B
BOD (mg/l)	0.8	0.5	29	0.8	27	1.1	17	0.7	0.8	3.1	6.5	2.9
DO (mg/l)	6.5	9.6	4.0	9.1	7.4	9.5	2.3	9.8	9.7	7.6	8.6	8.8

※ 赤字は「枕崎市の河川をきれいにする条例」で定める河川水等保全目標値を達成していない地点

水質保全目標値 「枕崎市の河川をきれいにする条例」で定められた数値

目標値	類型	A	B	C	E
BOD (mg/l)		2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	10 mg/l 以下
DO (mg/l)		7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上

- BOD(生物学的酸素要求量)…河川の汚濁を測る代表的な指標で、水中の有機物などの量をその酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものです。数値が大きければ水が汚れていることを示しています。
- DO(溶存酸素量)…水中に含まれる酸素量のことです。DOが減少すると水中の好気性微生物の活動が鈍って河川の自然浄化作用が働かなくなります。きれいな水ほど数値が高くなります。

●平成27年度 市内地先海域の水質検査結果 (平成27年8月、12月実施分の平均値)

測定地点	松崎ヶ鼻	花渡川河口	枕崎港内	台場沖	尻無川沖	なぎさ温泉沖	仁田浦沖	白沢港内	仁田浦湾内	米浦湾
COD (mg/l)	0.8	1.2	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1	1.5	2.9	2.9

※ 赤字は環境基準を達成していない地点

定期検査

浄化槽の定期検査について

浄化槽法では、民間の専門業者による浄化槽の保守点検、清掃が行われているか、また、きれいな水が放流されているかなど浄化槽の適正な使用について確認する定期検査(法定検査)が義務付けられています。

検査員が伺います

検査は知事が指定した検査機関である(公財)鹿児島県環境検査センターの検査員が事

前にハガキで通知した検査日に伺い、現場での検査と浄化槽の放流水の水質検査を行います。

※契約している保守点検業者が行う保守点検とは別のものです。

家庭用浄化槽も検査対象

平成17年度から5人10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象とし、これまで定期検査を受

補助金制度

平成29年度に浄化槽の設置を検討している方へ
補助金制度のご利用を

市では、生活排水対策に積極的に参加協力していただくために、合併処理浄化槽の設置費用に浄化槽設置補助金を交付しています。

- 合併処理浄化槽 6千円
- 単独処理浄化槽 4千円
- 問合せ (公財)鹿児島県環境検査センター TEL 099-296-9000
- 南薩地域振興局衛生・環境課 TEL 532-2317
- 市民生活課環境整備係 TEL 721111(内線327)

事、処分にかかる費用に対する補助で、撤去が伴わない場合は対象となりません。また、建築物の建て替えによる場合も同様に対象となりません。

- 補助金の金額
- 5人槽 33万2千円
- 7人槽 41万4千円
- 10人槽 54万8千円
- 単独浄化槽の撤去 9万円
- 単独浄化槽の清掃、撤去工
- 問合せ 市民生活課環境整備係 TEL 721111(内線327)